

学長選考・監察会議委員の選出方法について

学長選考・監察会議委員の選出方法については、以下のとおりです。

○ 経営協議会委員(国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号委員)

経営協議会において、国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号の規定に基づき、審議の上、国立大学法人信州大学経営協議会規程第3条第1項第3号委員(経営協議会学外委員)の中から、9名を学長選考・監察会議委員として選任しています。

選任にあたっては、学長選考・監察会議の審議の継続性、委員の持つ大学に関する広く高い識見、各分野における深い経験等を考慮の上、選出しています。

○ 教育研究評議会委員(学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号委員)

教育研究評議会において、国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号の規定に基づき、審議の上、国立大学法人信州大学教育研究評議会規程第3条第1項第2号から第9号までに掲げる委員の中から、9名を学長選考・監察会議委員として選任しています。

選任にあたっては、「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議における学内委員の選出方法に関する申合せ」(令和4年4月20日国立大学法人信州大学教育研究評議会承認)に基づき、学内の均衡を考慮し、学長が指名する理事1名並びに人文学分野、教育学分野、経法学分野、理学分野、医学分野、工学分野、農学分野及び繊維学分野から各1名の9名を選出しています。